

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書（案）

世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっている。

こうした課題に対応するため、国際移植学会（TTS）と国際腎臓学会（ISN）は、2008年4月に「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を採択した。この宣言では、「臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止」、「移植ツーリズムの予防と阻止」などを各国政府や医療機関に求めている。さらに、日本移植学会を含む国内の複数学会は、2022年に「イスタンブール宣言2018」に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を強調した。

現在、国内で臓器移植を希望する約1万6500人に対し、臓器提供は年間約100件にすぎず、ドナー不足が課題となっている。この現状を受け、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たず、2023年3月時点で国内医療機関に通院している渡航移植患者が543人に達している。しかしながら、出どころ不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、術後に患者が死亡する事例や、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、渡航移植に関わる問題の複雑化が進んでいる。さらに、多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況は、一層の対策が求められている。

現在、日本には渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備である。これにより、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。

よって、国においては、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐため、環境整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

奈良市議会